

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

		連 結 事 業 年 度	：	：	法 人 名	()				
各連結法人における試験研究費の額		1	円				(6) = 0 の場合	11	0.085	
各連結法人の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)		2					(10) > 10% の場合の控除割増率 $\left((10) - \frac{10}{100} \right) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	12		
特別試験研究費対象割合 <u>別表六の二(九)「3」</u> <u>別表六の二(九)「1」</u>		3					連開 結始 親し 法た 人連 結事 業事 業年 度年 が度 令の 和場 3合 年4 月1 日前 に	(8) > 8% の場合 $\frac{9.9}{100} + \left((8) - \frac{8}{100} \right) \times 0.3$	13	
各連結法人における特別試験研究費対象金額 (別表六の二(九)付表「1」) × (3)		4	円				(8) ≤ 8% の場合 $\frac{9.9}{100} - \left(\frac{8}{100} - (8) \right) \times 0.175$ (0.06未満の場合は0.06)	14		
各連結法人における差引試験研究費の額 (1) - (4)		5					個 別 税 額 控 除 割 合 $\left((11), (13) \text{ 又は } (14) \right) + \left((11), (13) \text{ 又は } (14) \right) \times (12)$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.14を超える場合は0.14)	15		
個 別 増 減 試 験 研 究 費 割 合 の 計 算	各連結法人における比較試験研究費の額 (別表六の二(七)「5」)	6					連開 結始 親す 法る 人連 結事 業事 業年 度年 が度 令の 和場 3合 年4 月1 日以 後 に	(8) > 9.4%かつ連結親法人事業 年度が令和5年3月31日以前に 開始する連結事業年度の場合 $\frac{10.145}{100} + \left((8) - \frac{9.4}{100} \right) \times 0.35$	16	
	個別増減試験研究費の額 (1) - (6)	7					(11) 及び (16) 以外の場合 $\frac{10.145}{100} - \left(\frac{9.4}{100} - (8) \right) \times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02)	17		
	個別増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$	8					個 別 税 額 控 除 割 合 $\left((11), (16) \text{ 又は } (17) \right) + \left((11), (16) \text{ 又は } (17) \right) \times (12)$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	18		
個 の 別 計 算 試 験 研 究 費 割 合	各連結法人における平均売上金額 (別表六の二(七)「10」)	9	円				個 別 税 額 控 除 相 当 額 (5) × ((15) 又は (18))	19	円	
	個別試験研究費割合 $\frac{(1)}{(9)}$	10					各連結法人の個別税額控除相当額の合計額 (各連結法人の(19)の合計)	20		
							一般試験研究費に係る当期控除額の個別帰 属額 (別表六の二(五)「25」) × $\frac{(19)}{(20)}$	21		